

小牧市新たな学校づくり推進計画検討委員会設置要綱

〔令和 5 年 9 月 1 2 日〕
〔5 小教総第 5 8 7 号〕

（設置）

第 1 条 学校施設の老朽化及び児童生徒数の減少が進む中、本市における学校施設の適正規模及び適正配置並びに子どもたちにとってより望ましい教育環境の基本的な考え方を総合的に整理した計画（以下「新たな学校づくり推進計画」という。）の策定に当たり、専門知識及び経験を有する者から意見を聴くため、小牧市新たな学校づくり推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、市が作成した新たな学校づくり推進計画の案について、専門的な立場から意見を述べるものとする。

（組織等）

第 3 条 委員会は、委員 9 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから小牧市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小牧市校長会関係者
- (3) 小牧市 P T A 連絡協議会関係者
- (4) 小牧市区長会関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から新たな学校づくり推進計画の策定の完了の日までとする。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月12日から施行する。

2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。